

二、傷害事件の發生

1、第一回の傷害事件

日本石炭坑夫組合に於ては中央礦の賃金問題に關する紛議を知るや六月五日午前一時頃組合幹部を總動員して中央礦構内に潛入しアデピラを撒布せんとした際組合員一名構内奮闘中の勞務係員に毆打され治療日數七日間を要する打撲傷を受け漸やく組合事務所に逃げ歸つたのであるが、之に憤慨した組合では五日午前十一時炭坑事務所に右被害者同道語問するところありたるも、事實調査の上ならではとて即答を與へなかつた。(因に右被害者は間もなく中央病院に入院加療せしむることゝなつた)。

組合側に於ては同日午後三時緊急對策協議會開催の上次の通決定。

一、最近相田炭坑、三菱釜田六坑等組合員に對する暴行事件の續發するは組合運動上重大問題なりとて此際斷乎排撃すること。

二、所屬各支部に通知して多數組合員を動員すること。

右召集に應じて各支部より約十名の來援あり、六月六日午前十一時過ぎ主事 宮崎太郎指揮の下に組合員十五名二瀬鎮業所に當局を訪問したるが、其の際一同不穩の舉に出でんとするの氣配ありて全員所轄飯塚警察署に檢束せられ翌七日朝釋放された。

而して組合幹部は釋放後直ちに事務所に於て對策協議會を開催して次の通決定。

一、暴行者の即時解雇

二、紛議中の組合費用會社負擔(百圓)